

# 令和元年度大気・水環境等の状況について

横浜市内における大気・水環境等の状況がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

## 令和元年度環境測定結果のトピック

### 【大気環境】

- 微小粒子状物質（PM2.5）は全測定局で環境基準<sup>※1</sup>に適合しました。平成28年度に、初めて全測定局で適合してから4年連続適合となります。
- 光化学スモッグ注意報は3回発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。

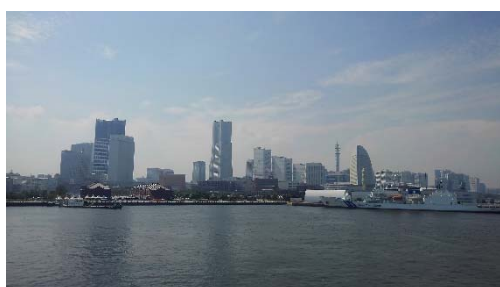
### 【水環境】

- 人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目（カドミウム等27項目）は、全測定地点（河川・海域）で環境基準に適合しました。

## 1 大気環境の状況

大気汚染の状況を把握するため、住宅地等に設置している一般環境大気測定局（一般局）20局と、主要道路沿いに設置している自動車排出ガス測定局（自排局）8局で、年間を通じた連続測定を行っています。（大気測定局配置図【別紙1】）

- ・ 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、微小粒子状物質（PM2.5）は、**全測定局で環境基準に適合**しました。
- ・ 光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）は、30年連続全測定局で環境基準に不適合でした。



光化学オキシダント高濃度時（0.100-0.110[ppm]）  
（令和元年9月10日、光化学スモッグ注意報発令日）



光化学オキシダント低濃度時（0.040[ppm]以下）  
（令和2年1月30日）

※どちらも  
晴天時撮影

## 大気環境改善に向けた取組

横浜市環境管理計画では、環境基準に適合していない光化学オキシダントの改善に加え、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）を0.04 ppm以下（環境基準は0.04～0.06 ppm）とすることを2025年度までの目標としており、これらの全局適合に向けた取組を進めます。

- ・ 工場・事業所からの排煙に含まれる大気汚染物質の規制指導
- ・ 溶剤やガソリンなどに含まれるVOCの削減指導
- ・ EV、PHV、FCV等、次世代自動車の導入促進
- ・ 九都県市等広域で連携したディーゼル車対策、光化学オキシダント対策



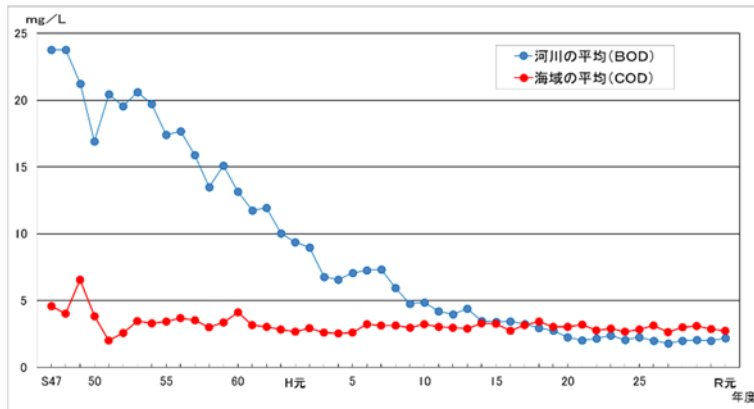
FCV

## 2 水環境の状況

水質汚濁の状況を把握するため、河川、海域及び地下水の測定を継続的に行っています。

### (1) 公共用水域水質（河川・海域）

- ・人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目は、河川・海域ともに**全測定地点で環境基準に適合**しました。
- ・河川では BOD<sup>※2</sup> が 20 地点で環境基準に適合しました。市内 21 地点の BOD 年平均値は緩やかに改善傾向を示し、近年も低濃度で推移しています。
- ・海域では COD<sup>※3</sup> が 6 地点、全窒素が 6 地点、全りんが 4 地点で環境基準に適合しました。



横浜市内河川・海域の年平均値の推移

<水質測定地点>

河川 21 地点 海域 7 地点

(【別紙 2】参照)

### (2) 地下水質

31 地点で地下水質の概況調査を行い、1 地点で鉛の環境基準を超過しました。しかし、周囲への汚染はありませんでした。

## 水環境改善に向けた取組

(1) 河川・海域において環境基準に適合するよう対策を進めるとともに、東京湾の水環境に対する市民の関心を高めていきます。

- ・工場、事業所からの排水に含まれるCODや窒素、りん等の規制指導
- ・水再生センターの高度処理施設の導入促進（窒素、りんの除去の向上）
- ・「東京湾環境一斉調査」など企業及び市民団体等と連携した活動の推進

(2) 地下水質が全ての測定地点で環境基準に適合するよう、地下浸透規制等を適切に実施します。

## 3 その他

詳細データについては、環境創造局監視センターホームページからご覧いただけます。

○令和元年度大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/kanshi\\_center/kanshi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/kanshi_center/kanshi.html)



### ■用語解説

- ※1 環境基準 : 環境基本法により、大気、水質、騒音等に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされています。
- ※2 BOD : 微生物が水中の有機物を食べる過程で使われる酸素量のこと、川における水の汚れの指標
- ※3 COD : 水中の有機物を薬品で分解する時に使われる酸素量のこと、海における水の汚れの指標

### お問合せ先

<大気・水環境等の状況>	環境創造局環境管理課長	山本 恵幸	電話 045-671-2474
<大気環境改善の取組>	環境創造局大気・音環境課長	鈴木 孝	電話 045-671-2476
<水環境改善の取組>	環境創造局水・土壌環境課長	赤間 知行	電話 045-671-2803



PM2.5 測定機

表1 過去5年間の環境基準の適合状況

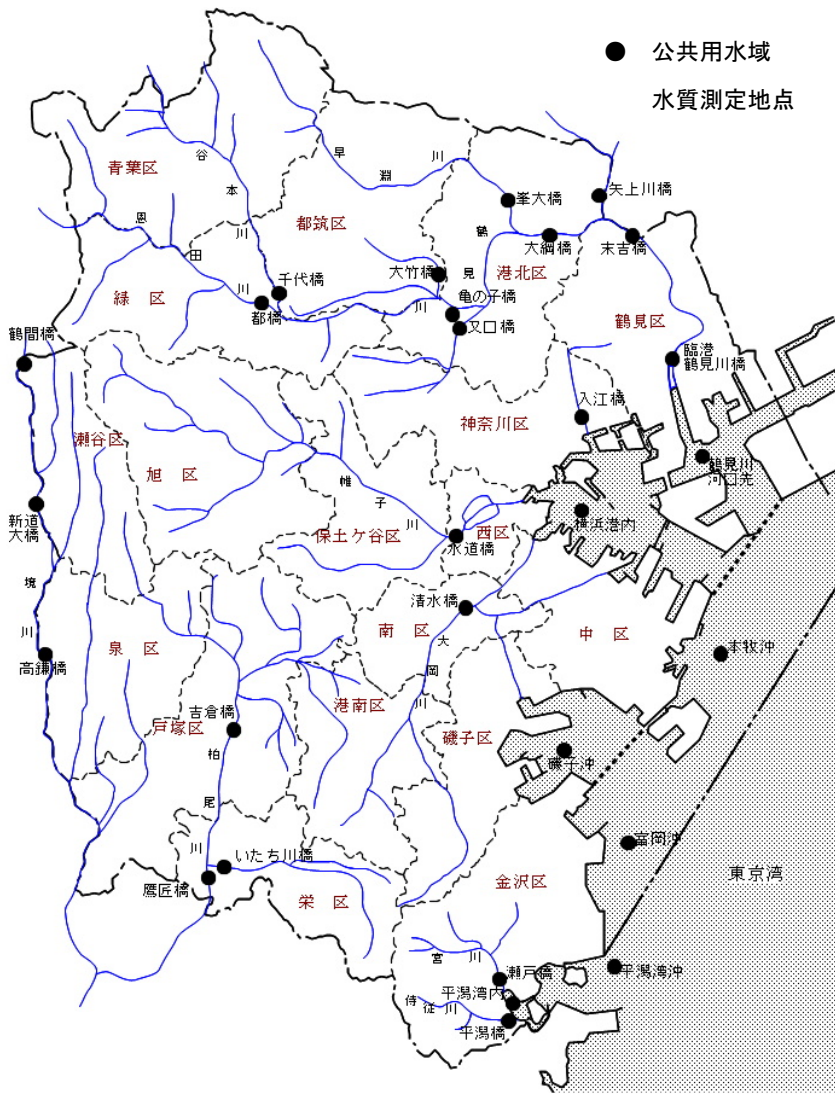
年度	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )		一酸化炭素 (CO)		浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )		光化学オキシダント (OX)	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	
	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	
H27	18/18	3/3	20/20	8/8	20/20	8/8	0/19	15/17	1/3		
H28	18/18	3/3	20/20	8/8	20/20	8/8	0/19	17/17	3/3		
H29	18/18	3/3	20/20	8/8	20/20	8/8	0/19	17/17	3/3		
H30	18/18	3/3	20/20	8/8	20/20	8/8	0/19	17/17	3/3		
R元	18/18	3/3	20/20	8/8	20/20	8/8	0/19	17/17	3/3		

※表中の数字は環境基準適合局数／環境基準評価対象局数を表す



本牧測定局

【別紙2】 公共用水域水質測定地点



水道橋



平潟橋



鷹匠橋



いたち川橋

表2 過去5年間の生活環境項目の環境基準適合状況

年度	河川		海域			
	B O D	C O D	全窒素		全磷	
H27	21 / 21	6 / 7	6 / 7	6 / 7	5 / 7	7 / 7
H28	21 / 21	4 / 7	6 / 7	6 / 7	4 / 7	7 / 7
H29	21 / 21	4 / 7	6 / 7	6 / 7	3 / 7	7 / 7
H30	20 / 21	5 / 7	6 / 7	6 / 7	5 / 7	7 / 7
R元	20 / 21	6 / 7	6 / 7	6 / 7	4 / 7	7 / 7

※表中の数字は環境基準適合地点数/測定地点数を表す



採水用具